



金沢市公報

第2522号

平成18年(2006年)7月3日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

(題字 山出金沢市長)

◎ 目 次	ページ
● 告 示	
○平成18年度金沢市一般会計補正予算等の要領の公表について (財 政 課)	1
○地縁による団体の認可について (市民参画課)	4
○生活保護法の規定に基づく介護扶助のための居宅介護および介護予防を担当させる機関の指定について (生活支援課)	5
○生活保護法の規定に基づく介護扶助のための地域包括支援センターを担当させる機関の指定について ()	5
○結核予防法の規定に基づく指定医療機関の指定の辞退について (地域保健課)	5
○市道の路線の認定について (道路管理課)	6
○市道の路線の廃止について ()	7
○市道の路線の変更について ()	8
○専ら自転車及び歩行者の一般交通の用に供する道路の指定について ()	8
○市道の区域の決定について ()	9

○市道の区域の変更について ()	9
○道路の供用の開始について ()	10
● 公 告	
○浄化槽保守点検業者の登録事項の変更について (環境保全課)	12
○建築基準法の規定に基づく道路の位置の指定の廃止について (建築指導課)	12
○金沢市農用地利用集積計画を定めたことについて (農業委員会事務局)	12
● 選挙管理委員会告示	
○選挙人名簿から抹消した者について (選挙管理委員会)	13
○在外選挙人名簿から抹消した者について ()	13
● 公営企業公告	
○指定給水装置工事事業者の指定について (企業総務課)	13
○下水道排水設備工事事業者の指定について ()	13

告 示

●金沢市告示第202号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第219条第2項の規定により、平成18年定例第2回市議会の議決を経た次の予算の要領を公表します。

平成18年7月3日

金沢市長 山 出 保

平成18年度金沢市一般会計補正予算(第1号)

平成18年度金沢市水道事業特別会計補正予算(第1号)

平成18年度金沢市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)

平成18年度金沢市一般会計補正予算(第1号)

平成18年度金沢市の一般会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ489,437千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ153,929,437千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
15.国庫支出金		14,975,917 千円	223,400 千円	15,199,317 千円
	2.国庫補助金	3,681,655	223,400	3,905,055
16.県支出金		4,474,366	50,420	4,524,786
	2.県補助金	1,406,015	50,420	1,456,435
21.諸収入		2,985,495	6,617	2,992,112
	6.雑収入	1,196,590	6,617	1,203,207
22.市債		13,254,000	209,000	13,463,000
	1.市債	13,254,000	209,000	13,463,000
歳入合計		153,440,000	489,437	153,929,437

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
2.総務費		12,067,250 千円	39,700 千円	12,106,950 千円
	1.総務管理費	9,010,606	39,700	9,050,306
3.民生費		38,944,507	14,600	38,959,107
	3.児童福祉費	18,411,513	14,600	18,426,113
4.衛生費		15,373,309	16,080	15,389,389
	1.保健衛生費	8,230,640	16,080	8,246,720
6.農林水産業費		2,905,972	15,229	2,921,201
	1.農業費	2,164,556	15,229	2,179,785
8.土木費		27,868,791	544,850	28,413,641
	2.道路橋りょう費	4,535,976	157,900	4,693,876
	4.港湾費	1,261,075	3,750	1,264,825
	5.都市計画費	19,258,328	338,200	19,596,528
	6.住宅費	717,136	45,000	762,136
10.教育費		17,655,602	7,020	17,662,622
	1.教育総務費	1,753,267	2,400	1,755,667
	6.社会教育費	4,206,465	2,120	4,208,585
	7.保健体育費	3,937,441	2,500	3,939,941
14.予備費		720,000	△148,042	571,958
	1.予備費	720,000	△148,042	571,958
歳出合計		153,440,000	489,437	153,929,437

第2表 地方債補正

起債の目的	補正前	補正後
	限度額	限度額
一般公共事業	2,143,900 千円	2,152,100 千円
一般補助施設整備等事業	588,400	779,900
その他一般単独事業	1,169,300	1,178,600
合計	13,254,000	13,463,000

平成18年度金沢市水道事業特別会計補正予算(第1号)

(総 則)

第1条 平成18年度金沢市の水道事業特別会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 平成18年度金沢市の水道事業特別会計の予算(以下「予算」という。)第2条に定めた業務の予定量を、次のとおり補正する。

	(既決予定量)	(補正予定量)	(計)
(4) 主要な建設改良事業			
配水管改良	延長 12,433m 911,500千円	延長 450m 41,820千円	延長 12,883m 953,320千円

(資本的収入及び支出)

第3条 予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,712,988千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,744,353千円」に、「過年度分損益勘定留保資金2,162,185千円」を「過年度分損益勘定留保資金2,193,550千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第2款 資本的収入	1,096,236千円	10,455千円	1,106,691千円
第3項 国庫補助金	25,500千円	10,455千円	35,955千円
外に過年度分損益勘定留保資金	2,162,185千円	31,365千円	2,193,550千円
合 計	3,809,224千円	41,820千円	3,851,044千円
	支	出	
第2款 資本的支出	3,809,224千円	41,820千円	3,851,044千円
第1項 建設改良費	2,002,009千円	41,820千円	2,043,829千円
合 計	3,809,224千円	41,820千円	3,851,044千円

平成18年度金沢市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)

(総 則)

第1条 平成18年度金沢市の公共下水道事業特別会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 平成18年度金沢市の公共下水道事業特別会計の予算(以下「予算」という。)

第2条に定めた業務の予定量を、次のとおり補正する。

	(既決予定量)	(補正予定量)	(計)
(1) 管渠整備面積	124ha	11ha	135ha
(2) 年度末排水面積	7,717ha	11ha	7,728ha
(5) 主要な建設改良事業			
管渠施設	延長 35,660m 4,913,614千円	延長 3,090m 497,000千円	延長 38,750m 5,410,614千円
雨水関連施設	971,000千円	70,000千円	1,041,000千円

(資本的収入及び支出)

第3条 予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4,917,112千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4,945,512千円」に、「過年度分損益勘定留保資金2,134,605千円、当年度分損益勘定留保資金2,597,481千円」を「過年度分損益勘定留保資金2,406,535千円、当年度分損益勘定留保資金2,351,340千円、過年度分消費税等資本的収支調整額2,611千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第2款 資本的収入	13,251,213千円	538,600千円	13,789,813千円
第2項 企業債	8,877,900千円	405,100千円	9,283,000千円
第3項 国庫補助金	3,097,800千円	133,500千円	3,231,300千円
外に過年度分損益勘定留保資金	2,134,605千円	271,930千円	2,406,535千円
当年度分損益勘定留保資金	2,597,481千円	△246,141千円	2,351,340千円
過年度分消費税等資本的収支調整額		2,611千円	2,611千円
合 計	18,168,325千円	567,000千円	18,735,325千円
	支	出	
第2款 資本的支出	18,168,325千円	567,000千円	18,735,325千円
第1項 建設改良費	8,745,650千円	567,000千円	9,312,650千円
合 計	18,168,325千円	567,000千円	18,735,325千円

(企業債)

第4条 予算第6条に定めた企業債の限度額を、次のとおり補正する。

	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
限 度 額	9,512,900千円	405,100千円	9,918,000千円

●金沢市告示第203号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第1項の規定により、地縁による団体の認可をしたので、同条第10項の規定により、次のとおり告示します。

平成18年7月3日

金沢市長 山 出 保

1 名称

観音堂東町会

2 規約に定める目的

この町会は、その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とする。

3 区域

町の名称	字	地 番
観音堂町	チ	59番1、59番3、60番3、60番4、61番1、61番3、61番4、62番2、62番3、62番6、62番7、63番3、63番4、64番2、64番3、65番1、65番6、65番9、66番、67番1、67番5、68番、69番、70番1～70番10
	ル	19番1～19番5、20番1～20番6、21番2、26番1、26番3～26番17、26番22～26番29、32番1～32番20、37番1、41番1、41番3～41番25、45番1～45番35、51番1、51番2、52番1、52番2、81番1

4 事務所

金沢市観音堂町ル81番地1

5 代表者の氏名及び住所

田丸 進吾

金沢市観音堂町ル19番地2

6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無及び職務代行者の選任の有無

なし

7 代理人の有無

なし

8 規約に定めた解散の事由

- (1) 民法第68条第1項第3号及び第4号並びに第2項の規定による解散
 (2) 総会員の4分の3以上の同意による総会の議決

9 認可年月日

平成18年7月3日

●金沢市告示第204号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により、介護扶助のための居宅介護及び介護予防を担当させる機関を指定したので、同法第55条の2の規定により、次のとおり告示します。

平成18年7月3日

金沢市長 山 出 保

事 業 者		事 業 所		指定年月日
名 称	所 在 地	名 称	所 在 地	
イチロー石川サービス有限会社 代表取締役 内田 新一郎	金沢市涌波1丁目7番40号	イチロー石川サービス有限会社	金沢市涌波1丁目7番40号	平成18年4月1日
社会福祉法人 洋裕会 理事長 池田 商洋	金沢市山科町午40番地1	在宅サポート シニア21	金沢市山科町午40番地1	平成18年4月1日
有限会社 ヘルパーステーション愛 代表取締役 村田 博子	金沢市久安5丁目1番地4	有限会社 ヘルパーステーション愛	金沢市久安5丁目1番地4	平成18年4月1日

●金沢市告示第205号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により、介護扶助のための地域包括支援センターを担当させる機関を指定したので、同法第55条の2の規定により、次のとおり告示します。

平成18年7月3日

金沢市長 山 出 保

事 業 者		事 業 所		指定年月日
名 称	所 在 地	名 称	所 在 地	
医療法人社団 扇翔会 理事長 宮崎 誠示	金沢市馬替2丁目125番地	お年寄り地域福祉支援センターまがえ	金沢市馬替2丁目136番地	平成18年4月1日
社会福祉法人 北伸福社会 理事長 北本 廣吉	金沢市岸川町ほ5番地	お年寄り地域福祉支援センターきたづか	金沢市北塚町西440番地	平成18年4月1日
医療法人社団 仁智会 理事長 北中 勇	金沢市春日町1番10号	お年寄り地域福祉支援センターかすが	金沢市春日町1番10号	平成18年4月1日
社会福祉法人 陽風園 理事長 安田 隆明	金沢市三口新町1丁目8番1号	お年寄り地域福祉支援センターみつくりしんまち	金沢市三口新町1丁目8番1号	平成18年4月1日
社会福祉法人 北伸福社会 理事長 北本 廣吉	金沢市岸川町ほ5番地	お年寄り地域福祉支援センターひろおか	金沢市広岡2丁目1番7号	平成18年4月1日

●金沢市告示第206号

結核予防法(昭和26年法律第96号)第36条第4項の規定により、次の指定医療機関から指定を辞退する旨の申し出があったので、結核予防法施行令(昭和26年政令第142号)第2条の5第2項において準用する同条第1項の規定により告示します。

平成18年7月3日

金沢市長 山 出 保

名 称	所 在 地	開 設 者	辞退年月日
内田耳鼻咽喉科医院	金沢市石引1丁目13番29号	内田 康三	平成18年6月30日

●金沢市告示第207号

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定により、市道の路線を次のように認定します。なお、その関係図面は、金沢市都市整備局土木部道路管理課において平成18年7月3日から同月17日まで一般の縦覧に供します。

平成18年7月3日

金沢市長 山 出 保

整理番号	路 線 名	起 点 及 び 終 点	重要な経過地
1148	駅 北 線 6号	金沢駅北土地区画整理事業地内 3街区 1番 先から 金沢駅北土地区画整理事業地内 2街区 4番 先まで	
1148	駅 北 線 7号	金沢駅北土地区画整理事業地内 9街区 1番 先から 金沢駅北土地区画整理事業地内 12街区 11番 先まで	
1148	駅 北 線 8号	金沢駅北土地区画整理事業地内 13街区 1番 先から 金沢駅北土地区画整理事業地内 13街区 1番 先まで	
1606	泉野町1丁目線 13号	泉 野 町 1 丁 目 173番 2先から 泉 野 町 1 丁 目 163番 先まで	
3114	安 原 14号 福 増 町 北 線 42号	福 増 町 北 204番 10先から 福 増 町 北 204番 15先まで	
3212	大 德 12号 寺 中 町 線 35号	木 曳 野 土 地 区 画 整 理 事 業 地 内 17街区 30番 先から 木 曳 野 土 地 区 画 整 理 事 業 地 内 17街区 22番 先まで	
3212	大 德 12号 寺 中 町 線 36号	木 曳 野 土 地 区 画 整 理 事 業 地 内 21街区 1-1番 先から 木 曳 野 土 地 区 画 整 理 事 業 地 内 21街区 8番 先まで	
3212	大 德 12号 寺 中 町 線 37号	木 曳 野 土 地 区 画 整 理 事 業 地 内 24街区 20番 先から 木 曳 野 土 地 区 画 整 理 事 業 地 内 24街区 11番 先まで	
3212	大 德 12号 寺 中 町 線 38号	木 曳 野 土 地 区 画 整 理 事 業 地 内 25街区 31番 先から 木 曳 野 土 地 区 画 整 理 事 業 地 内 25街区 16番 先まで	
3212	大 德 12号 寺 中 町 線 39号	木 曳 野 土 地 区 画 整 理 事 業 地 内 22街区 4番 先から 木 曳 野 土 地 区 画 整 理 事 業 地 内 22街区 3番 先まで	
3212	大 德 12号 寺 中 町 線 40号	木 曳 野 土 地 区 画 整 理 事 業 地 内 23街区 8番 先から 木 曳 野 土 地 区 画 整 理 事 業 地 内 24街区 10番 先まで	
3212	大 德 12号 寺 中 町 線 41号	木 曳 野 土 地 区 画 整 理 事 業 地 内 29街区 25番 先から 木 曳 野 土 地 区 画 整 理 事 業 地 内 29街区 13-2番 先まで	
3212	大 德 12号 寺 中 町 線 42号	寺 中 町 へ 81番 5先から 木 曳 野 土 地 区 画 整 理 事 業 地 内 29街区 11番 先まで	
3212	大 德 12号 寺 中 町 線 43号	木 曳 野 土 地 区 画 整 理 事 業 地 内 32街区 10番 先から 寺 中 町 へ 100番 6先まで	
3317	川 北 17号 松 寺 町 線 25号	松 寺 町 子 83番 1先から 松 寺 町 子 94番 1先まで	
3614	戸 板 14号 北 町 線 18号	北 町 乙 68番 1先から 北 町 乙 68番 17先まで	

3717	鞍 近 岡 町 月 17 号 線 42 号	近 岡 町 558 番 6 先から 558 番 3 先まで
3720	鞍 南 新 保 町 月 20 号 線 40 号	南 新 保 町 口 101 番 1 先から 101 番 3 先まで
4003	三 米 泉 町 3 丁目 馬 3 号 線 8 号	米 泉 町 3 丁目 24 番 4 先から 米 泉 町 3 丁目 27 番 3 先まで
4918	浅 田 上 町 川 18 号 線 10 号	田上第五土地区画整理事業地内 43 街区 5 番 先から 田上第五土地区画整理事業地内 40 街区 10 番 先まで
4918	浅 田 上 町 川 18 号 線 11 号	田上第五土地区画整理事業地内 39 街区 2 番 先から 田上第五土地区画整理事業地内 37 街区 5 番 先まで
4918	浅 田 上 町 川 18 号 線 12 号	田上第五土地区画整理事業地内 39 街区 1 番 先から 田上第五土地区画整理事業地内 37 街区 6 番 先まで
4918	浅 田 上 町 川 18 号 線 13 号	田上第五土地区画整理事業地内 34-1 街区 1 番 先から 田上第五土地区画整理事業地内 34-1 街区 7 番 先まで
4918	浅 田 上 町 川 18 号 線 14 号	田上本町土地区画整理事業地内 12 街区 8 番 先から 田上本町土地区画整理事業地内 16 街区 1 番 先まで
4920	浅 田 上 本 町 川 20 号 線 11 号	田上本町土地区画整理事業地内 12 街区 20-1 番 先から 田上本町土地区画整理事業地内 12 街区 1 番 先まで
4920	浅 田 上 本 町 川 20 号 線 12 号	田上本町土地区画整理事業地内 5 街区 5 番 先から 田上本町土地区画整理事業地内 2 街区 6 番 先まで
4920	浅 田 上 本 町 川 20 号 線 13 号	田上本町土地区画整理事業地内 25 街区 7 番 先から 田上本町土地区画整理事業地内 5 街区 5 番 先まで
4920	浅 田 上 本 町 川 20 号 線 14 号	田上本町土地区画整理事業地内 8 街区 1 番 先から 田上本町土地区画整理事業地内 8 街区 13 番 先まで
4920	浅 田 上 本 町 川 20 号 線 15 号	田上本町土地区画整理事業地内 46 街区 7 番 先から 田上本町土地区画整理事業地内 44 街区 3 番 先まで
4945	浅 田 上 町 北 川 45 号 線 18 号	田上第五土地区画整理事業地内 60 街区 12-4 番 先から 田上第五土地区画整理事業地内 60 街区 9 番 先まで
5044	森 南 森 本 町 本 44 号 線 29 号	南 森 本 町 ち 97 番 1 先から 弥 勒 町 ヨ 54 番 1 先まで
5048	森 岩 出 町 本 48 号 線 12 号	岩 出 町 イ 17 番 1 先から 岩 出 町 口 34 番 1 先まで

●金沢市告示第208号

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定により、市道の路線を次のように廃止します。

なお、その関係図面は、金沢市都市整備局土木部道路管理課において平成18年7月3日から同月17日まで一般の縦覧に供します。

平成18年7月3日

金沢市長 山 出 保

整理番号	路 線 名	起 点 及 び 終 点	重要な経過地
21	1 級 幹 線 21 号 天 神 町 線	天 神 町 1 丁 目 631 番 先から	
		天 神 町 1 丁 目 574 番 先まで	
24	1 級 幹 線 24 号 涌 波 線	涌 波 2 丁 目 246 番 先から	
		涌 波 4 丁 目 83 番 先まで	

125	1 級 幹 線 125 号	石 引 1 丁 目	606 番	1 先から
	石 引 ・ 小 立 野 線	小 立 野 5 丁 目	36 番	5 先まで
1515	涌 波 2 丁 目 線 12 号	涌 波 2 丁 目	248 番	先から
		涌 波 2 丁 目	256 番	先まで
4920	浅 川 20 号	田上本町土地区画整理事業地内	15 街区	9 番 先から
	田 上 本 町 線 8 号	田上本町土地区画整理事業地内	11 街区	13 番 先まで

●金沢市告示第209号

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第2項の規定により、市道の路線を次のように変更します。

なお、その関係図面は、金沢市都市整備局土木部道路管理課において平成18年7月3日から同月17日まで一般の縦覧に供します。

平成18年7月3日

金沢市長 山 出 保

整理番号	新旧の別	路 線 名	起 点 及 び 終 点	重要な経過地
118	旧	1 級 幹 線 118 号	も り の 里 1 丁 目 107 番 先から 田上本町土地区画整理事業地内 7-1 街区 1 番 先まで	
	新	若 松 ・ 田 上 線	も り の 里 1 丁 目 107 番 先から 田上第五土地区画整理事業地内 6 街区 6 番 先まで	
127	旧	1 級 幹 線 127 号	田上第五土地区画整理事業地内 30 街区 4-2 番 先から 田上本町土地区画整理事業地内 23 街区 6 番 先まで	
	新	田 上 ・ 館 町 線	田上本町土地区画整理事業地内 22 街区 24 番 先から 田上本町土地区画整理事業地内 51 街区 6 番 先まで	
303	旧	2 級 幹 線 303 号	桜 町 696 番 先から 田 上 新 町 1 番 先まで	
	新	田 井 ・ 田 上 線	も り の 里 3 丁 目 199 番 先から 田上本町土地区画整理事業地内 15 街区 2-1 番 先まで	
1137	旧	広岡1丁目線 17号	広 岡 1 丁 目 401 番 先から 広 岡 1 丁 目 401 番 先まで	
	新		広 岡 1 丁 目 401 番 先から 金沢駅北土地区画整理事業地内 2 街区 1 番 先まで	

●金沢市告示第210号

道路法（昭和27年法律第180号）第48条の7第3項の規定により、専ら自転車及び歩行者の一般交通の用に供する道路を次のとおり指定します。

平成18年7月3日

金沢市長 山 出 保

- 1 指定する道路の路線名
 駅北線7号
 駅北線8号
 広岡1丁目線17号

- 2 指定する期日
 平成18年7月3日

●金沢市告示第211号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、市道の区域を次のように決定します。

なお、その区域を表示した図面は、金沢市都市整備局土木部道路管理課において平成18年7月3日から同月17日まで一般の縦覧に供します。

平成18年7月3日

金沢市長 山 出 保

道路の種類	路線名	幅員 (m)	延長 (m)
一級幹線	1 級幹線118号若松・田上線	25.0 ～ 29.5	418
一級幹線	1 級幹線127号田上・館町線	18.0 ～ 19.0	332
二級幹線	2 級幹線303号田井・田上線	7.3 ～ 33.5	3,350
一般市道	広岡1丁目線17号	8.0	68
一般市道	駅北線6号	9.0 ～ 12.0	178
一般市道	駅北線7号	3.8 ～ 35.0	35
一般市道	駅北線8号	3.0	30
一般市道	泉野町1丁目線13号	6.0	42
一般市道	安原14号福増町北線42号	8.0	129
一般市道	大徳12号寺中町線35号	6.0	178
一般市道	大徳12号寺中町線36号	6.0	105
一般市道	大徳12号寺中町線37号	6.0	94
一般市道	大徳12号寺中町線38号	6.0	167
一般市道	大徳12号寺中町線39号	6.0	65
一般市道	大徳12号寺中町線40号	6.0	122
一般市道	大徳12号寺中町線41号	8.0	126
一般市道	大徳12号寺中町線42号	7.6 ～ 10.0	121
一般市道	大徳12号寺中町線43号	6.0	57
一般市道	川北17号松寺町線25号	6.0	149
一般市道	戸板14号北町線18号	6.0	120
一般市道	鞍月17号近岡町線42号	5.0	35
一般市道	鞍月20号南新保町線40号	6.0	135
一般市道	三馬3号米泉町3丁目線8号	4.6 ～ 4.8	89
一般市道	浅川18号田上町線10号	16.0	153
一般市道	浅川18号田上町線11号	6.0	196
一般市道	浅川18号田上町線12号	6.0	150
一般市道	浅川18号田上町線13号	6.0	40
一般市道	浅川18号田上町線14号	6.0	202
一般市道	浅川20号田上本町線11号	6.0	54
一般市道	浅川20号田上本町線12号	6.0	274
一般市道	浅川20号田上本町線13号	6.3 ～ 7.2	221
一般市道	浅川20号田上本町線14号	6.0	160
一般市道	浅川20号田上本町線15号	13.0 ～ 16.0	264
一般市道	浅川45号田上町北線18号	6.0	69
一般市道	森本44号南森本町線29号	6.0 ～ 6.8	140
一般市道	森本48号岩出町線12号	6.0 ～ 7.8	261

●金沢市告示第212号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり市道の区域を変更します。

なお、その関係図面は、金沢市都市整備局土木部道路管理課において平成18年7月3日から同月17日まで一般の縦覧に供します。

平成18年7月3日

金沢市長 山 出 保

道路の種類	路 線 名	新旧の別	区 間	幅員(m)	延長(m)
一般市道	増泉1丁目線4号	旧	増 泉 1 丁 目 419番2先から 増 泉 1 丁 目 419番2先まで	2.1 ~ 2.2	15
		新	増 泉 1 丁 目 419番2先から 増 泉 1 丁 目 419番2先まで	3.0 ~ 3.1	11
一般市道	増泉1丁目線21号	旧	増 泉 1 丁 目 420番2先から 増 泉 1 丁 目 419番2先まで	1.4 ~ 3.0	45
		新	増 泉 1 丁 目 420番2先から 増 泉 1 丁 目 419番2先まで	6.0 ~ 6.7	45
一般市道	泉が丘1丁目線11号	旧	泉 が 丘 1 丁 目 335番1先から 泉 が 丘 1 丁 目 340番1先まで	4.6	34
		新	泉 が 丘 1 丁 目 335番1先から 泉 が 丘 1 丁 目 340番1先まで	6.0	34
一般市道	浅川18号 田上町線7号	旧	田上本町土地区画整理事業地内 11街区 12番 先から 田 上 町 57番 先まで	2.0 ~ 6.0	88
		新	田上本町土地区画整理事業地内 11街区 12番 先から 田上本町土地区画整理事業地内 11街区 1-3番 先まで	6.0	108

●金沢市告示第213号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始します。

なお、その区間を表示した図面は、金沢市都市整備局土木部道路管理課において平成18年7月3日から同月17日まで一般の縦覧に供します。

平成18年7月3日

金沢市長 山 出 保

路 線 名	区 間	供用開始日
1 級 幹 線118号 若松・田上線	も り の 里 1 丁 目 107番 先から 田上第五土地区画整理事業地内 6街区 6番 先まで	平成18年7月3日
1 級 幹 線127号 田上・舘町線	田上本町土地区画整理事業地内 22街区 24番 先から 田上本町土地区画整理事業地内 51街区 6番 先まで	〃
2 級 幹 線303号 田井・田上線	も り の 里 3 丁 目 199番 先から 田上本町土地区画整理事業地内 15街区 2-1番 先まで	〃
広 岡 1 丁 目 線 17号	広 岡 1 丁 目 401番 先から 金沢駅北土地区画整理事業地内 2街区 1番 先まで	〃
駅 北 線 6号	金沢駅北土地区画整理事業地内 3街区 1番 先から 金沢駅北土地区画整理事業地内 2街区 4番 先まで	〃
駅 北 線 7号	金沢駅北土地区画整理事業地内 9街区 1番 先から 金沢駅北土地区画整理事業地内 12街区 11番 先まで	〃

金 沢 市 公 報

北線8号	金沢駅北土地区画整理事業地内 13街区 1番	先から	〃
	金沢駅北土地区画整理事業地内 13街区 1番	先まで	
増泉1丁目線4号	増泉1丁目 419番 2	先から	〃
	増泉1丁目 419番 2	先まで	
増泉1丁目線21号	増泉1丁目 420番 2	先から	〃
	増泉1丁目 419番 2	先まで	
泉が丘1丁目線11号	泉が丘1丁目 335番 1	先から	〃
	泉が丘1丁目 340番 1	先まで	
泉野町1丁目線13号	泉野町1丁目 173番 2	先から	〃
	泉野町1丁目 163番	先まで	
安福増町北線14号	福増町北 204番 10	先から	〃
安福増町北線42号	福増町北 204番 15	先まで	
大寺中町徳線12号	木曳野土地区画整理事業地内 17街区 30番	先から	〃
大寺中町徳線35号	木曳野土地区画整理事業地内 17街区 22番	先まで	
大寺中町徳線12号	木曳野土地区画整理事業地内 21街区 1-1番	先から	〃
大寺中町徳線36号	木曳野土地区画整理事業地内 21街区 8番	先まで	
大寺中町徳線12号	木曳野土地区画整理事業地内 24街区 20番	先から	〃
大寺中町徳線37号	木曳野土地区画整理事業地内 24街区 11番	先まで	
大寺中町徳線12号	木曳野土地区画整理事業地内 25街区 31番	先から	〃
大寺中町徳線38号	木曳野土地区画整理事業地内 25街区 16番	先まで	
大寺中町徳線12号	木曳野土地区画整理事業地内 22街区 4番	先から	〃
大寺中町徳線39号	木曳野土地区画整理事業地内 22街区 3番	先まで	
大寺中町徳線12号	木曳野土地区画整理事業地内 23街区 8番	先から	〃
大寺中町徳線40号	木曳野土地区画整理事業地内 24街区 10番	先まで	
大寺中町徳線12号	木曳野土地区画整理事業地内 29街区 25番	先から	〃
大寺中町徳線41号	木曳野土地区画整理事業地内 29街区 13-2番	先まで	
大寺中町徳線12号	寺中町 81番 5	先から	〃
大寺中町徳線42号	木曳野土地区画整理事業地内 29街区 11番	先まで	
大寺中町徳線12号	木曳野土地区画整理事業地内 32街区 10番	先から	〃
大寺中町徳線43号	寺中町 100番 6	先まで	
川松寺町北線17号	松寺町子 83番 1	先から	〃
川松寺町北線25号	松寺町子 94番 1	先まで	
戸北町板線14号	北町乙 68番 1	先から	〃
戸北町板線18号	北町乙 68番 17	先まで	
鞍近岡町月線17号	近岡町 558番 6	先から	〃
鞍近岡町月線42号	近岡町 558番 3	先まで	
鞍南新保町月線20号	南新保町口 101番 1	先から	〃
鞍南新保町月線40号	南新保町口 101番 3	先まで	
三米泉町3丁目馬線3号	米泉町3丁目 24番 4	先から	〃
三米泉町3丁目馬線8号	米泉町3丁目 27番 3	先まで	
浅田上町川線18号	田上本町土地区画整理事業地内 11街区 12番	先から	〃
浅田上町川線7号	田上本町土地区画整理事業地内 11街区 1-3番	先まで	
浅田上町川線18号	田上第五土地区画整理事業地内 43街区 5番	先から	〃
浅田上町川線10号	田上第五土地区画整理事業地内 40街区 10番	先まで	
浅田上町川線18号	田上第五土地区画整理事業地内 39街区 2番	先から	〃
浅田上町川線11号	田上第五土地区画整理事業地内 37街区 5番	先まで	
浅田上町川線18号	田上第五土地区画整理事業地内 39街区 1番	先から	〃
浅田上町川線12号	田上第五土地区画整理事業地内 37街区 6番	先まで	

浅田上町	川 18 号 線 13 号	田上第五土地区画整理事業地内34-1 街区 1 番 田上第五土地区画整理事業地内34-1 街区 7 番	先から 先まで	〃
浅田上町	川 18 号 線 14 号	田上本町土地区画整理事業地内 12 街区 8 番 田上本町土地区画整理事業地内 16 街区 1 番	先から 先まで	〃
浅田上本町	川 20 号 線 11 号	田上本町土地区画整理事業地内 12 街区 20-1 番 田上本町土地区画整理事業地内 12 街区 1 番	先から 先まで	〃
浅田上本町	川 20 号 線 12 号	田上本町土地区画整理事業地内 5 街区 5 番 田上本町土地区画整理事業地内 2 街区 6 番	先から 先まで	〃
浅田上本町	川 20 号 線 13 号	田上本町土地区画整理事業地内 25 街区 7 番 田上本町土地区画整理事業地内 5 街区 5 番	先から 先まで	〃
浅田上本町	川 20 号 線 14 号	田上本町土地区画整理事業地内 8 街区 1 番 田上本町土地区画整理事業地内 8 街区 13 番	先から 先まで	〃
浅田上本町	川 20 号 線 15 号	田上本町土地区画整理事業地内 46 街区 7 番 田上本町土地区画整理事業地内 44 街区 3 番	先から 先まで	〃
浅田上町北	川 45 号 線 18 号	田上第五土地区画整理事業地内 60 街区 12-4 番 田上第五土地区画整理事業地内 60 街区 9 番	先から 先まで	〃
森南森本町	本 44 号 線 29 号	南 森 本 町 チ 97 番 1 弥 勒 町 ヨ 54 番 1	先から 先まで	〃
森弥勒町	本 45 号 線 17 号	弥 勒 町 カ 122 番 1 弥 勒 町 ワ 65 番 10	先から 先まで	〃
森岩出町	本 48 号 線 12 号	岩 出 町 イ 17 番 1 岩 出 町 ロ 34 番 1	先から 先まで	〃

公 告

金沢市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年条例第36号）第6条第2項において準用する同条例第4条第1項の規定により、次の者の浄化槽保守点検業者登録簿を変更登録したので公告します。

平成18年7月3日

金沢市長 山 出 保

登録番号	名 称	住所	変更登録年月日
18	株式会社金沢環境サービス公社	金沢市御影町23番10号	平成18年6月20日
44	株式会社クエストエンジニア	金沢市駅西本町3丁目7番1号	平成18年6月22日

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路の位置の指定を一部廃止したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により、次のとおり公告します。

平成18年7月3日

金沢市長 山 出 保

一部廃止した道路の位置等

廃止年月日	道 路 の 位 置			
	起 点	終 点	幅員 (m)	延長 (m)
平成18年6月19日	金沢市松村5丁目246番先	金沢市松村5丁目258番先	4.6	37.4

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、金沢市農用地利用集積計画を定め

たので、同法第19条の規定により公告します。

なお、当該金沢市農用地利用集積計画を金沢市農業委員会事務局に備え置いて縦覧に供します。

平成18年7月3日

金沢市長 山 出 保

選挙管理委員会告示

●金沢市選挙管理委員会告示第38号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条の規定により、金沢市野町1丁目1番5号松岡 広幸ほか712人を選挙人名簿から抹消しました。

平成18年7月3日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

●金沢市選挙管理委員会告示第39号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第30条の11の規定により、小鳥 弘男を在外選挙人名簿から抹消しました。

平成18年7月3日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

公 営 企 業 公 告

金沢市水道給水条例（昭和29年条例第28号）第7条の2の規定により、平成18年7月1日に次の者を指定給水装置工事事業者として指定したので、金沢市指定給水装置工事事業者規程（平成9年公営企業管理規程第12号）第9条の規定により公告します。

平成18年7月3日

金沢市公営企業管理者 山 本 文 男

指定番号	商号又は法人名	所在地
478	ナカハシ商事株式会社	金沢市入江2丁目346番地
479	井筒管材株式会社	金沢市黒田2丁目15番地1
480	林工業所	金沢市上荒屋3丁目310番地
481	有限会社 シンポウ工業	石川県能美市湯屋町リ-2番地

金沢市下水道排水設備工事事業者の指定等に関する規程（平成13年公営企業管理規程第3号）第5条第1項の規定により、平成18年7月1日に次の者を下水道排水設備工事事業者として指定したので、同規程第11条の規定により公告します。

平成18年7月3日

金沢市公営企業管理者 山 本 文 男

指定番号	商号又は法人名	所在地
491	ナカハシ商事株式会社	金沢市入江2丁目346番地
492	林工業所	金沢市上荒屋3丁目310番地
493	有限会社 シンポウ工業	石川県能美市湯屋町リ-2番地

平成18年(2006年)7月3日 印刷
平成18年(2006年)7月3日 発行
定価 120円

発行人
発行所
印刷所 石川県金沢市米泉町6丁目8番地3

金 沢 市
金 沢 市 役 所
カネモト印刷(株)